

第1章 現状と課題

産業廃棄物の処理に関しては、不法投棄、最終処分場のひっ迫、ダイオキシン問題、施設建設に係る紛争の多発等様々な問題が生じ、これらに対応するため累次の法改正による規制の強化が行われてきました。しかし、巧妙かつ悪質な不適正処理は依然として後を絶たず、また、廃棄物処理に対する不信感から廃棄物処理施設の立地が進まないといった悪循環が生じているのが現状であり、これらの課題に適切に対処していく必要があります。

第2章 処理業者・排出事業者への取組

第1節 処理業及び処理施設設置の許可状況

1. 処理施設設置等に関する紛争の予防

本市では、廃棄物処理施設の設置に伴って周辺住民と事業者との間で紛争が生じないように、川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例(平成19年7月施行)を制定しています。

この条例では、事業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づく許可申請を行う前に、事業に伴って生じる生活環境への影響やその対策を記載した生活環境保全対策書等を添付した事業計画書の提出、住民説明会の開催を義務付けています。市は、提出された事業計画書を公開し、紛争が生じた場合には、その調整を図ります。

令和5年度は、この条例に基づく手続きの事案はありませんでした。

2. 処理業及び処理施設設置等の許可状況

市内で産業廃棄物処理業及び一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置等を行う場合には、廃棄物処理法により、市長の許可が必要となります。

令和5年度において許可をした件数は、表4-2-1のとおりです。なお、産業廃棄物処理業等の許可申請で不許可はありませんでした。

表4-2-1 処理業及び処理施設設置等の許可件数

| 種別 | 業 | 令和5年度 |
|--------------|-------|-------|
| 産業廃棄物 | 収集運搬業 | 3件 |
| | 処分業 | 4件 |
| 特別管理産業廃棄物 | 収集運搬業 | 2件 |
| | 処分業 | 2件 |
| 産業廃棄物処理施設設置等 | | 0件 |
| 一般廃棄物処理施設設置等 | | 1件 |
| 計 | | 12件 |

第2節 処理業者・排出事業者への指導状況

1. 処理業者等に対する立入検査

本市では、産業廃棄物処理業者、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設への立入検査を実施し、廃棄物の適正処理に向けた指導を行っています。

令和5年度は、表4-2-2のとおり延べ76件の立入検査を実施しました。

表4-2-2 処理業者等への立入検査件数

| 種別 | 令和5年度 | |
|-----------|-------|--------|
| | 事業所数 | 立入検査件数 |
| 産業廃棄物処理業者 | 30 | 68 |
| 産業廃棄物焼却施設 | 3 | 3 |
| 一般廃棄物処理施設 | 4 | 5 |
| 計 | 37 | 76 |

2. 医療機関に対する立入検査

本市では、感染性産業廃棄物の適正処理の指導のため、医療関係機関を対象にした立入検査を実施しています。

令和5年度は、17施設に立入検査を実施しました。

3. PCB廃棄物の保管事業所等に対する立入検査

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、電気絶縁性、不燃性などの特性により、変圧器、コンデンサーといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていました。しかし、昭和43年にカネミ油症事件が発生し、その毒性が社会問題化したことから、昭和47年にPCBの製造は中止となりました。当初、民間事業者が中心となって処理施設の立地に取り組みましたが、実現することはなく、PCB廃棄物の保管の長期化や紛失が問題となりました。

そのため、平成13年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法が制定され、国が中心

となってPCB廃棄物処理の体制の整備を図るとともに、PCB廃棄物保管事業者に保管状況の届出及び定められた期間内に処理を行うことが義務付けられました。現在は、国の全額出資により設立された特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社(平成26年度に日本環境安全事業株式会社から改組)により、PCB廃棄物の処理が進められています。

本市では、PCB廃棄物の保管状況を確認するため、立入検査を実施しています。

令和5年度は、7件の立入検査を実施しました。

4. 家屋解体等建設工事現場に対する立入検査

建設工事に伴って廃棄されるアスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材等の建設廃棄物は、昭和40年代の建築物が建替期を迎えることから、排出量の増大が予測されています。

廃棄物の発生量の増大による最終処分場のひっ迫、廃棄物不適正処理等の問題の深刻化を解決するため、建設廃棄物の再資源化を行い、有効な利用を確保することを目的として、平成12年5月に、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)が制定されました。

本市では、建設リサイクル法の届出がなされた市内の解体現場を中心に立入検査し、産業廃棄物の適正処理について指導を行っています。

令和5年度は、46件の立入検査を実施しました。

5. 多量排出事業者に対する立入検査

平成12年の廃棄物処理法の改正により、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画、処理計画の実施の状況を市長に報告することが義務付けられました。

本市では、多量排出事業者による処理の状況を確認するため、立入検査を実施しています。

令和5年度は、5件の立入検査を実施しました。

6. 不利益処分(許可の取消し等)

本市では、廃棄物処理法により、不利益処分(産業廃棄物処理業の許可の取消し、事業停止命令、改善命令等)を行っています。

令和5年度の不利益処分は、0件でした。

7. 有害使用済機器保管等事業者に対する指導

近年、本来の用途での使用が終了した電気電子機器

等(以下「使用済機器等」という。)が、雑多なものと混ぜられた金属スクラップ(いわゆる雑品スクラップ)などの形で、廃棄物処理法に基づく規制を受けずにスクラップヤード等で環境保全上不適切に取り扱われ、保管中のスクラップヤードでの火災事案の発生等を含む生活環境上の支障を生じることが懸念されています。

これらの問題に対応するため、平成29年6月に廃棄物処理法が改正され、廃棄物以外の使用済機器のうち、不適正な取扱いをした場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものを、新たに有害使用済機器として位置付け、その保管又は処分を業として行う事業者(有害使用済機器保管等事業者)に、市長への届出、処分基準の遵守等が義務付けられました。

本市では、有害使用済機器保管等事業者を指導するため、立入検査を実施しています。

令和5年度は、15件の立入検査を実施しました。

第3節 不適正処理対策の状況

1. パトロール

本市では、悪質な不法投棄や廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、平成15年度から市内の監視パトロールを実施しています。悪質な行為者に対する定期的な監視・指導のほか、不適正事案が発生した場合には、直ちに現地へ赴き、適正処理へ向けた指導等を行っています。また、平成16年度からは、警察官OBを採用した廃棄物等監視員制度により、不法投棄や野外焼却に係る監視及び指導体制を強化しています。

2. 産業廃棄物収集運搬車両の路上調査

本市では、他自治体と合同で産業廃棄物を運搬する車両を検査し、廃棄物処理法の適合状況を確認するとともに、廃棄物の処理ルートを把握し、廃棄物の適正処理を厳しく監視・指導するために路上調査を実施しています。

第3章 使用済自動車のリサイクルに関する取組

廃棄物の減量や埋立地の延命化のための資源化を促進するため、平成14年7月に使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)が制定(平成16年7月施行)され、自動車の所有者、製造業者・輸入業者及び関連事業者それぞれの役割が課せられました。

自動車所有者には資源化のための費用負担が、自動

車製造・輸入業者にはフロンやエアバッグ、ASR(シュレッターダスト)の資源化や適正処理が義務付けられました。また、使用済自動車の引取りやフロン類の回収を行ったり、使用済自動車の解体や破砕を行ったりする関連事業者については、引取業・フロン類回収業が登録制、解体業・破砕業が許可制となり、それぞれの工程で引取り、引渡しなどの義務を負います。

使用済自動車は、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しますが、個別に法律を定め、関連事業者に対して廃棄物処理法の処理業許可を不要にするなどして、使用済自動車の円滑な資源化、適正処理を図っています。

令和5年度の関連事業者の登録及び許可をした件数は、表4-3-1のとおりです。また、解体業者(5社)、破砕業者(3社、但し2社は両許可を取得)に対して、延べ6回の立入検査を実施しました。

表4-3-1 関連事業者の登録及び許可件数

| 種 別 | 令和5年度 |
|---------------|-------|
| 引取業者の登録件数 | 6件 |
| フロン類回収業者の登録件数 | 1件 |
| 解体業者の許可件数 | 0件 |
| 破砕業者の許可件数 | 0件 |
| 計 | 7件 |

表4-4-1 土砂のたい積の許可等の件数

| 種 別 | 令和5年度 |
|----------------|-------|
| 許可件数 | 5件 |
| 届出件数(許可に係る報告等) | 53件 |
| 届出等件数(他法令許可等) | 20件 |
| 立入検査件数 | 149件 |
| 不利益処分件数 | 0件 |

第4章 土砂のたい積の規制に関する取組

本市では、土砂のたい積と偽って廃棄物を埋めたり、土砂を高く積み上げ付近の土地に流出させたりする無秩序な土砂のたい積を防ぎ、市民生活の安全確保と生活環境の保全に寄与するため、川越市土砂のたい積等の規制に関する条例(平成15年4月施行)を制定し、土砂のたい積に関し必要な規制を行っています。

この条例により、市内で500㎡以上の区域において土砂をたい積する場合には、川越市長の許可が必要となります。許可対象となるのは、くぼ地や谷地での埋立てやストックヤード(資材置場)等の土砂をたい積する行為全般です。許可を受けた者には、土壌汚染のないことを確認し、市へ報告するなどの届出義務が生じます。また、他法令の許可等により無秩序な土砂のたい積のおそれがないものについても、届出等をする必要があります。

令和5年度における許可等の件数は、表4-4-1のとおりです。

本市では、本条例を適正に執行するために、立入検査やパトロール等を実施しています。